

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、世界の変化を先取りし、独自性のある自由な発想で驚きを提供し、自らも成長し続けることにより、地球と人々の暮らしに潤い(URUOI)を与えることをグループ企業の理念として、住友精化にしかできない価値を創造し、グローバルに存在感を示す企業に成長していきたいと考えている。

この企業の成長を支えるべく、当社では、以下の方針のもとで、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組みを行っている。

・当社は、株主の正当な権利行使に関し、情報提供の充実や権利行使の機会の確保を行い、また、株主の平等性を実現する。

・当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を尊重した企業風土の醸成と、これらとの協働に積極的に取り組む。

・当社は、役職員が従うべき行動準則を制定と実践を行い、内部統制システムを適確に運営する。

・当社は、英文での決算情報の開示やウェブサイトによる適時の情報提供など、適切かつ充実した情報開示を行い、経営の透明性の確保を行う。

・当社の取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、会社の持続的成長および中長期的な企業価値の向上を促すべく、経営方針および企業戦略を示すとともに、迅速・果敢な意思決定を行う。

・当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように株主と建設的な対話を行い、これに際して当社の経営戦略や経営計画をわかりやすく説明する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則について全て実施する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、今後の取引関係の維持・強化により、自社の中長期的な企業価値の向上につながると認められる会社の株式を政策的に保有している。また、政策保有株式の議決権行使に関しては、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で、当社の中長期的な企業価値向上につながるものかどうかを検討し、議案への賛否を判断している。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、社則により、当社と役員・主要株主等間の取引に限らず、重要な契約については、取締役会の決議を要するものと定めている。

当社役員の利益相反取引については、法令・社則に基づき、取締役会の承認・報告を経ている。また、当社役員の他社兼任状況や当社との取引関係の有無を調査し、監査役会に報告している。

主要株主等との重要な取引については、事後的に取締役会に報告して検証するとともに、有価証券報告書や計算書類の注記表に記載して開示している。

これらの手続および監視により、関連当事者間の取引により、会社や株主共同の利益を害することおよびその懸念を惹きしないようにしている。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営計画

当社は、中長期の企業価値向上の実現に向け、経営理念や、将来の企業成長に必要な経営基盤や事業戦略等に関する計画についての中期経営計画を策定し、これをホームページ(URLは以下のとおり)で公表している。

http://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_plan.html

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載したとおりである。

(3) 取締役会が役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬等は予め株主総会で決議された報酬等の範囲内で、社内の基準に基づいて定めている。

社内取締役の報酬は、月額と賞与により構成されている。月額は従業員の給与、他社の水準等を基礎として、前年度の業績への貢献度、執行内容および中長期的な成長への貢献を加味して決定している。賞与は、ROE等の各指標の達成を条件として、業績や職務執行の内容を考慮して決定している。社外取締役の報酬額は、経営の監視・監督の責務を担うことから、業績から切り離れた報酬体系とし、当社や他社の報酬水準および職責の内容を考慮して決定している。

なお、この決定にあたっては、役員報酬委員会(社長、人事担当取締役および独立社外取締役で構成される任意機関)の助言を受ける。

(4) 取締役会が役員候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名は、その候補者の能力、経験、見識等を踏まえ、役員指名委員会(社長、人事担当取締役および独立社外取締役で構成される任意機関)の助言を受けて、当社の持続的な成長および企業価値向上に貢献できる人材かどうかを考慮して、取締役会で決議する。取締役については、任期を1年にすることで、緊張感を持って経営に取り組むだけでなく、経営環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築している。

(5) 取締役会が役員候補者の指名を行う際の、個々の指名についての説明

取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際は、個々の指名について、参考書類において略歴・管掌部署・指名理由を説明する。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務執行に関する決定については、取締役会の決議事項としている。ま

た、個別の業務執行については、取締役会決議や取締役会規程等の社則により、その決定を経営陣に委ねている。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会計および法律の専門家の意見を企業経営の活かすという観点から、現在、公認会計士および弁護士を各1名独立社外取締役に任命している。今後、事業環境等の変化により、社外独立取締役の増員が必要な状況が生じた場合には、会計、法律、経営などの必要な分野に応じた人材の増員を検討する。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、当社の経営に資する優れた能力・経験・見識を所有し、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役に選定している。

【補充原則4-11-1 4-11-2 4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保】

(1) 取締役候補者の指名に関する方針・手続

取締役候補者の指名は、役員指名委員会の助言を得て、候補者の能力・経験・見識、他の取締役候補者とのバランス、多様性および事業規模を考慮のうえ、取締役会で決議している。緊張感を持って職務に取り組むために任期を1年とし、また、上限年齢を設けて取締役の入替いを促進し、取締役会の議論の活性化を図っている。

(2) 役員候補者の兼任状況の開示

取締役・監査役候補者の指名にあたっては兼任状況を確認し、合理的な範囲にとどまるようにしている。兼任状況について、株主総会の招集通知で公表している。

(3) 取締役会の実効性評価

各取締役および各監査役に対して取締役会の実効性評価に関する自己評価を実施し、これに基づいて実効性評価を行ったので、その結果の概要を当社ホームページにおいて開示している。

取締役会の実効性に関する評価結果の概要：<http://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/pdf/27gaiyou.pdf>

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役が、それぞれ企業統治において重要な役割・責務を担うことを踏まえて、その法的責任を含めた役割・責務の理解および会社の事業・財務・組織等に関する知識の習得など、必要な研修を会社の費用負担で実施する方針である。

【原則5-1 5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行う。株主との対話においては、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の理解が得られるよう努める。

(2) IR体制

当社は、経理・総務担当取締役を、各々役割に応じて、株主との対話の統括者として指定している。

また、株主との充実した対話を行うため、社内関係部署において、必要な情報を共有し、開示資料の作成を共同で行うなど、それぞれの部署の役割や特色を生かして積極的な連携を図っている。

(3) 対話の手段の充実にする取組み

当社では、第2四半期決算・通年決算の公表後、投資家説明会を開催している。また、機関投資家からの要請を受け、必要に応じて個別の対話を実施している。

これらに加えて、株主の理解を深めるため、当社ホームページ等において、事業戦略や事業環境に関する情報開示を行っている。

(4) 社内への効果的なフィードバック

当社では、株主との対話において把握された意見については、内容を分析の上、経営陣や社内関係各署にフィードバックし、情報を共有している。

(5) インサイダー情報管理の方策

当社では、対話に際して、インサイダー情報の漏洩に留意し、また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家との対話を制限している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	20,978,000	30.03
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,493,000	6.43
株式会社三井住友銀行	2,800,000	4.01
三井住友信託銀行株式会社	2,417,000	3.46
住友生命保険相互会社	1,551,000	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,434,000	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,359,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,186,000	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,112,000	1.59
多木化学株式会社	1,032,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

(1) 上記のほか当社所有の自己株式902,251株(1.29%)がある。

(2) 平成27年9月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が平成27年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているが、上記【大株主の状況】は平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載している。

[名称／保有株式等の数／株券等保有割合]
野村アセットマネジメント株式会社／2,714千株／3.88%

(3) 平成28年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびその共同保有者である2名が平成28年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているが、上記【大株主の状況】は平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載している。

[名称／保有株式等の数／株券等保有割合]
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店／864千株／1.24%
T. ロウ・プライス・アソシエイツ, インク／420千株／0.60%
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド／4,078千株／5.84%
合計／5,362千株／7.67%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 当社は、昭和19年7月に、住友化学株式会社(以下、「同社」という。)と多木化学株式会社の合併会社として設立された。現在は、同社の企業グループの一員として同社およびグループ各社と連携・協力関係にある一方で、独自の事業活動と経営方針に基づく企業運営を行っている。

(2) 同社は、当社の主要株主であり(議決権等の所有割合30.7%)、平成28年6月29日現在、当社では、同社出身の取締役が3名(うち1名は社外取締役)、同社出身の監査役が2名(両名とも社外監査役)就任している。当社の社外取締役のうち1名は、同社の代表取締役であり、社外監査役のうち2名は、同社の常勤の監査役および同社の執行役員であるが、これ以外の人的関係や利害関係はない。

(3) 当社は、同社から製品・原料を購入しているが、価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。また、平成27年度における同社との取引金額は6,852百万円であり、同社の連結売上高における割合は僅少である。その他、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係、主要な製品に係るライセンスの供与および被供与、重要な製造設備についての貸借関係はない。このように当社と同社は、その事業活動上、相互に制約されることはない。

(4) 以上のことから、当社が同社から過度の影響を受けることはなく、同社からの一定の独立性を確保している。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎 邦夫	他の会社の出身者					○		○				
勝木 保美	公認会計士								△			
川崎 全司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 邦夫		野崎邦夫氏は、当社の主要株主である住友化学株式会社の代表取締役専務執行役員である。 また、当社は同社から製品・原料等の購入を行っており、平成27年度の取引金額は約68億円である。	野崎邦夫氏は、住友化学株式会社において代表取締役専務執行役員を務めており、その経営についての専門的知識と幅広い見識を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をしている。 なお、住友化学株式会社は当社の主要株主であるが、当社と同氏の間に特別の利害関係はない。また、当社は同社から製品・原材料等を購入しているが、その金額は、同社連結売上の0.3%にすぎない。 以上のことから、当社が同社から過度の影響を受けることはない。 独立性に関する考え方については、前述の「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」にも記載しているとおりである。
勝木 保美	○	勝木保美氏は、過去に、当社の現・会計監査人である有限責任あずさ監査法人の	勝木保美氏は、他社の社外監査役として、また、公認会計士としての豊富な専門的知識・経

		業務執行社員であったが、平成22年6月に同監査法人を退職している。また、同氏は、平成21年6月まで、有限責任あずさ監査法人の業務執行社員として当社の会計監査を行っていた。 当社が、同監査法人に支払った平成27年度の監査報酬は3,700万円である。	験等を有しており、これを当社の経営にいかし ていただくため、社外取締役として選任をして いる。 同氏は、過去に有限責任あずさ監査法人の 業務執行社員であったが、平成22年6月に同 監査法人を退職しており、現在、当社と同氏と の間には特別の利害関係はない。また、同監 査法人は相当数の企業の会計監査人を務め ており、当社が支払う監査報酬額は、同監査法 人の売上に比べて極少額である。 以上のことから、同氏が同監査法人から影響 を受けることはなく、一般株主と利益相反が生 じるおそれはないものと判断し、独立取締役に 指定している。
川崎 全司	○	――	川崎全司氏は、企業法務に精通した弁護士 としての専門的知識と幅広い見識を有してお り、当社の経営にいかしていただくために、社 外取締役に選任している。 同氏と当社の間には特別の利害関係がない ことから、一般株主と利益相反が生じるおそれ はないものと判断し、独立取締役に指定してい る。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

取締役会の諮問機関として任意機関である役員指名委員会・役員報酬委員会を設置し、社長、人事担当取締役および独立社外取締役2名を委員に任命し、その助言を得ることとする。なお、委員長は各委員の中から互選で選任されるものである。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期ごとに、会計監査人から監査報告を受けているほか、必要に応じて意見を聴取している。
定期的に内部監査部門(内部監査室)と情報交換を行うほか、当社および当社グループ会社の業務監査実施後、監査報告会に出席してその内容を聴取している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

[illegible]

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長松 謙哉	他の会社の出身者							△		△				
水戸 信彰	他の会社の出身者							○		○				
三浦 州夫	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長松 謙哉		長松謙哉氏は、当社の主要株主である住友化学株式会社の監査役である。 また、当社は同社から製品・原料等の購入を行っており、平成27年度の取引金額は約68億円である。	長松謙哉氏は、住友化学株式会社において監査役を務めており、その経営管理についての専門的知識と幅広い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をしている。 当社が同社から過度の影響を受けないことは、社外取締役の選任の理由に記載したとおりである。 独立性に関する考え方については、前述の「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」にも記載しているとおりである。
水戸 信彰		水戸信彰氏は、当社の主要株主である住友化学株式会社の執行役員である。 また、当社は同社から製品・原料等の購入を行っており、平成27年度の取引金額は約68億円である。	水戸信彰氏は、住友化学株式会社において執行役員を務めており、その経営についての専門的知識と幅広い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をしている。 当社が同社から過度の影響を受けないことは、社外取締役の選任の理由に記載したとおりである。 独立性に関する考え方については、前述の「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」にも記載しているとおりである。
三浦 州夫	○	――	三浦州夫氏は、企業法務に精通した弁護士としての専門的知識と幅広い見識を有しており、当社の経営にいかしていただくために、社外監査役に選任している。 同氏と当社の間には特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立監査役に指定している。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	3名
--------	----	----

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員の選定基準を充足する人物を指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

固定報酬制度を採用しているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書および事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載している。なお、有価証券報告書については、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて公衆縦覧に供している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は予め株主総会で決議された報酬等の範囲内で、社内の基準に基づいて定めている。
社内取締役の報酬は、月額と賞与により構成されている。月額は従業員の給与、他社の水準等を基礎として、前年度の業績への貢献度、執行内容および中長期的な成長への貢献を加味して決定している。賞与は、ROE等の各指標の達成を条件として、業績や職務執行の内容を考慮して決定している。
社外取締役の報酬額は、経営の監視・監督の責務を担うことから、業績から切り離した報酬体系とし、当社や他社の報酬水準および職責の内容を考慮して決定している。
なお、この決定にあたっては、役員報酬委員会（社長、人事担当取締役および独立社外取締役で構成される任意機関）の助言を受ける。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に、必要に応じて、取締役会の決議事項について代表取締役から説明を実施している。社外監査役に関しては、常勤の監査役から必要な報告がなされている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）会社の機関の内容

当社は監査役設置会社である。当社では、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、併せて効率的な経営の実現と競争力の強化のため、会社基本方針の策定および戦略の決定ならびに業務執行の監督機能を有する取締役と、業務執行に専念する執行役員を分離する執行役員制度を採用している。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築のため、取締役の任期は1年間としている。現在の経営体制は、本報告書提出日現在で取締役10名と執行役員14名（うち取締役兼務者7名）である。

当社の取締役会は10名（うち社外取締役3名）の取締役により、監査役会は4名（うち社外監査役3名）の監査役により構成されている。毎月および必要に応じて開催される取締役会では、経営の執行状況が報告され、経営戦略の決定と各取締役の職務執行の監督を行っている。執行役員は、取締役会が決定した経営戦略に基づき、その委ねられた業務領域における業務執行の責任を負う。取締役の指名・報酬、監査役の指名に関し、任意機関である役員指名委員会および役員報酬委員会を設置し、その助言を得るものとしている。各委員会は、社長、人事担当取締役および独立社外取締役2名で構成される。

当社では、内部統制システム整備を目的に内部統制委員会を設けている。同委員会はリスクマネジメント、法令遵守（コンプライアンス）およびRC（レスポンシブル・ケア）活動（「無事故・無災害」、「環境保護の推進」および「顧客の安全の確保と満足の上昇」の達成を目的とする）を行っているリスク・コンプライアンス委員会およびRC（レスポンシブル・ケア）委員会を統括し、経営の課題に適切に対応できる体制をとり、効率的かつ公正な事業活動の実施につとめている。

当社グループの経営上の重要事項については、毎月、常勤の取締役が出席する経営会議において審議している。また、常勤の監査役もこの会議に出席している。

（2）内部統制システムおよび内部監査の整備の状況

1）内部統制システムの整備状況

当社は、住友精化グループ行動憲章を定めて、これを基本方針として、事業活動を行っている。

取締役の業務執行に関しては、取締役会のほか、経営会議および役員会議を通じて、また、内部監査室による監査や社内規程の遵守により、効率的な会社経営およびコンプライアンスの実現に務めている。

また、監査役の監査に関しても、報告体制の確立、意見交換会の実施や人員体制の確保を通じて、監査役の監査が実効的に行われることを確保している。

2）リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク・緊急事態規程に基づき、経営リスクの評価・対策などのリスクマネジメントや重大な事件・事故などの緊急事態に関する体制を整備している。

リスクマネジメントについては、リスク・コンプライアンス委員会およびRC委員会において、当社グループにおけるリスク管理状況の報告を受け、そのレビューを行い、内部統制委員会に報告している。

個別の重要な経営リスクに関しては、経営会議において審議している。

なお、重大な事件・事故などの緊急事態が発生した場合には、緊急事態対策本部を設置して、その対応に当たるものとし、所要の訓練も実施している。

3) 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、関係会社規程により、子会社の管理体制を定めており、子会社の運営管理、指示、指導、援助、事業運営などに関する承認、および業務監査を通じて、子会社の業務の適正を確保している。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

内部監査室(現在7名体制)は、業務監査を主体に行っており、社長および監査役等に適宜報告している。なお、内部監査室は、現在、スタッフの充実をはかっており、監査役とも連携して、監査役監査の充実に寄与している。また、内部統制報告書に関しては、会計監査に対し必要な報告を実施している。

各監査役は、監査役会の定めた業務の分担に従い、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な書類を閲覧するなど取締役の職務の執行を監査している。毎月開催される監査役会では、常勤の監査役からの監査実施状況の報告がなされている。また、常勤の監査役は内部監査室の監査結果を聴取しており、監査役会は各担当取締役と定期的な情報交換を行い、適法性および妥当性の両面から適正な監査がなされている。

また、監査役会は、四半期毎に会計監査人から説明を受け、意見交換も適宜行っている。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であり、公認会計士の氏名等は次のとおりである。当社と同監査法人とは会社法監査および金融商品取引法に基づく監査契約を締結している。監査業務はあらかじめ策定した監査日程に基づき行われている。

[公認会計士の氏名、所属する監査法人]

指定有限責任社員 業務執行社員 宮林 利朗 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 小野 友之 有限責任あずさ監査法人

(5) 監査役の機能強化に向けた取組状況

- 1) 当社は、独立性の高い社外監査役の確保に向けて、一般株主と利益が相反しないとの観点から候補者を選定する方針である。
- 2) 当社では、財務・会計に関する知見を有する候補者の選定にも努めている。
- 3) 監査役の職務を補助するため、業務執行部門から独立した専従のスタッフを置き、監査役の機能強化をはかっている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定を行う取締役会と、取締役の職務執行を監査する監査役との関係は、社外取締役ならびに社外監査役の確保と相まって、当社および当社内部統制システムの整備にとって最も適した体制を構成しているものと考えている。社外取締役は客観的かつ公正で公平な見地から経営判断を行う役割、社外監査役は経営の健全性を監視する役割を、それぞれ担っており、所期の目的を果たしていると考えている。

社外取締役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、議決権を行使するとともに、報告事項を聴取し、取締役の業務執行につき適切な監督を行っている。社外監査役は、取締役会および監査役会に出席し、社内の重要会議の内容等につき報告を受けており、また、各担当部門執行役員および会計監査人から直接報告および説明を受ける機会を持ち、監査を実施している。当該監査の結果および各社外監査役の意見については、内部監査、監査役監査および会計監査において適切に反映することで、実効性の維持および向上をはかっている。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年は法定期日の2営業日前に招集通知を発送した。 また、招集通知の発送の1週間前に、当社ホームページにて公表した。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年は集中日の前営業日に設定した。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月開催の第95回定時株主総会から、電磁的方法による議決権行使制度を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年6月開催の第95回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームへ参加している。
その他	株主の皆様により理解していただくため、株主総会における事業報告については、グラフや図表を駆使したスライドを用いて説明を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲載している。 http://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_vision.html#A03	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(半期毎)決算説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	招集通知、株主宛報告書、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載している。掲載HPアドレス http://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/index.php	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理企画室で対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの取締役および社員の遵守すべき「住友精化グループ行動憲章」を策定し、株主、投資家などのステークホルダーならびに広く社会に対し、会社情報を正確、かつ迅速に開示することとしている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	化学製品について、製品の全ライフサイクルを通じての環境保全および製品安全をはかるため、レスポンシブル・ケア活動を実施している。また、CSR報告書の中でその活動内容をとりまとめ、HP等で公開している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に関する社内規則を定め、その運用、徹底をはかり、株主・投資家に対しては、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供し、IR・広報活動の強化・推進に努めている。また、内部者取引管理規程によりインサイダー取引の未然防止を徹底している。
その他	女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、出産・育児による休暇・休業制度を取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【1】 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守（コンプライアンス）、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

【2】 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- (2) 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- (3) 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険（リスク）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- (4) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

【3】 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

(2) リスク管理に関する規程その他体制

- 1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
- 2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営（子会社を含む）におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役および各執行役員の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

(4) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。

(5) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

【4】 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、子会社と基本的考え方を共有し、子会社からの報告体制および効率性確保の体制、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制を確立するために、規程および制度を整備する。

【5】 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 取締役は、監査役の求めに応じて補助使用人を置く。
- 2) 取締役は、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 3) 取締役は、補助使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- 4) 取締役は、前三号のために必要な規程および制度を整備する。

(2) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
- 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
- 3) 取締役は、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告を理由として、それらの者に対して不利な扱いを行わない。

(3) 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役の職務の執行にかかる費用および債務を適切に負担する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としている。この基本的方針は、社内規則において明確に規定され、当社グループに周知している。

また、反社会的勢力および団体の不当な要求に対しては、総務担当部門に情報を集約するとともに、警察や顧問弁護士等との緊密な連携により、適切に対応していく。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【1】 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添(1)のとおりである。

【2】 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりである。

(1) 基本方針

当社は、コンプライアンス(法令遵守)を事業の基本方針としている。社内規程「住友精化グループ行動憲章」では、当社役員および従業員は、国内外の法令、社内規則ならびに社会の規範や倫理を遵守し、社会的良識をもって行動することを宣言している。
当社では、上記「住友精化グループ行動憲章」を制定、また、リスク・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会は、担当役員および各部門長を委員として構成されており、事務局は総務人事室が務めている。委員会の主な活動は、次のとおりである。

[リスク関係]

- ・リスクの当社経営に及ぼす影響度の定量的評価
- ・リスクの当社経営に及ぼす影響度を踏まえた重要性の評価
- ・リスクの回避策および優先順位の評価
- ・リスク回避策の実施状況の報告
- ・年度リスク対策計画の決定

[コンプライアンス関係]

- ・コンプライアンスの周知徹底
- ・コンプライアンスプログラムの策定および改訂
- ・コンプライアンスプログラムの実施状況の確認
- ・コンプライアンスにおける問題点の抽出、審議および対策案策定
- ・コンプライアンス違反のおそれのある事実の調査実施
- ・年度コンプライアンス計画の決定

「住友精化グループ行動憲章」の下部規程である「コンプライアンスの手引き」では、会社情報の適時開示に関して、次のことを表明している。
「株主、投資家などのステークホルダーならびに広く社会に対して、会社情報を正確、かつ迅速に開示します。」

(2) 適時開示に係る社内体制

会社情報の管理に関しては、平成元年に内部者取引管理規程を制定して、内部情報(インサイダー情報)および内部者取引(インサイダー取引)を金融商品取引法等法令および上場証券取引所規則に基づき、厳格に管理している。内部情報は、発生、決定または確定した時点で、管理対象となることを明らかにするとともに、総務人事担当役員を内部情報取扱責任者として、役員および社員に対して内部情報の守秘義務の発生と、外部関係者に対する情報開示時の秘密保持要請義務を課している。また、内部情報の公表には、総務人事室との事前協議も義務付けている。

(3) 会社情報の管理状況

内部情報取扱責任者である総務人事担当役員が会社情報を一元的に管理し、報道機関に対する公表を統括している。また、総務人事担当役員を証券取引所に対する情報取扱責任者として届け出ている。また、適時開示運用基準を制定して、内部者取引管理規程に定める内部者情報を新聞発表する場合の要領について定め、会社情報の正確、かつ迅速な開示をはかっている。

(4) 情報開示の流れ

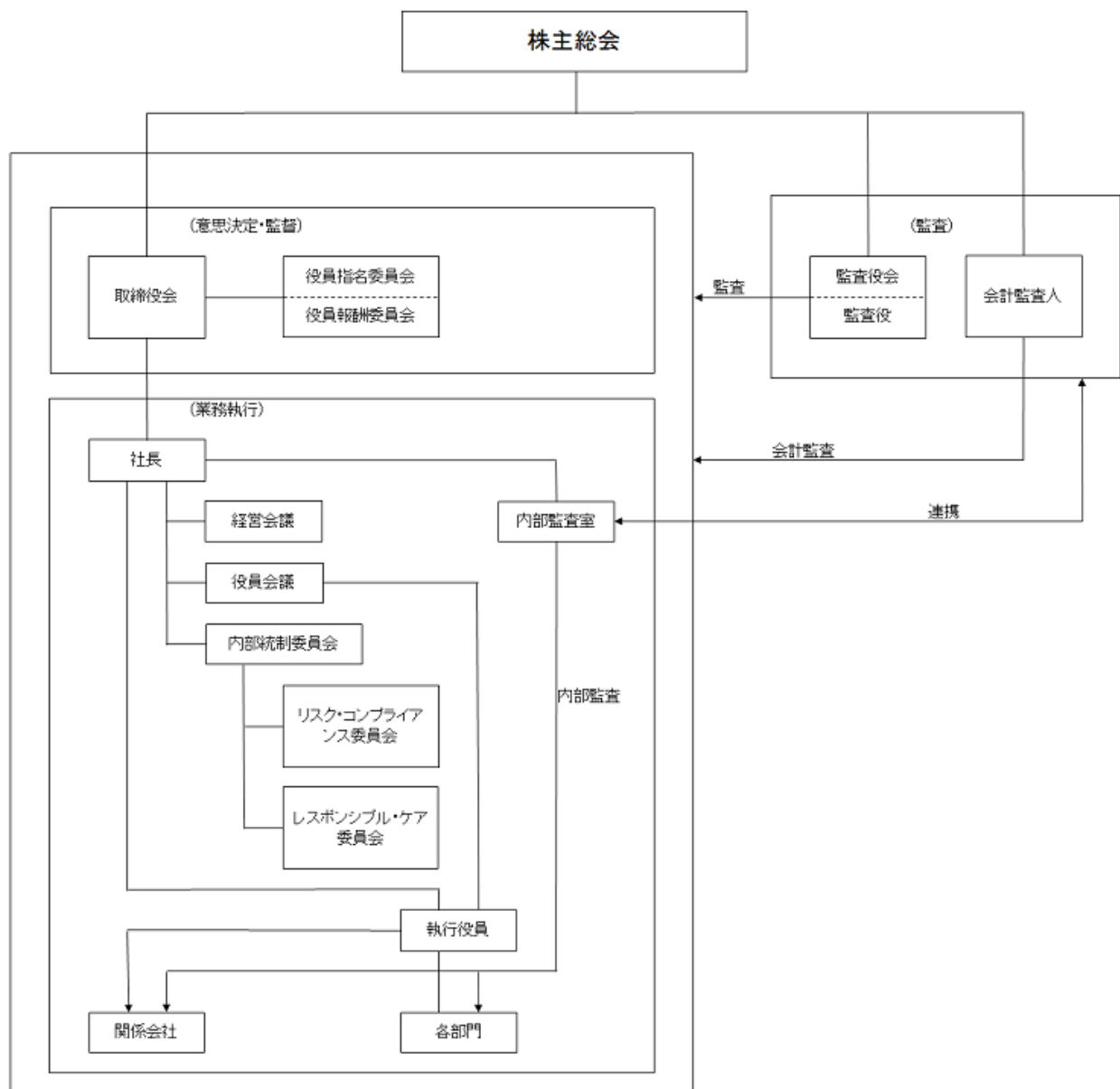
- ・内部情報発生または発生予想(重要決定事実: 決裁または内諾時点/重要発生事実: 当該事項発生時点/決算情報: 確定時点)
- ・各主管部(連結子会社含む)から総務人事担当役員(情報取扱責任者)への事前通知および協議
- ・内部情報取扱責任者(総務人事担当役員)による内部情報および開示手続き確認
- ・適時開示(報道関係機関および取引所)

(5) 適時開示根拠規定

- 1) 住友精化グループ行動憲章(平成20年2月コンプライアンスの指針(平成15年4月制定)を改定)
- 2) コンプライアンスの手引き(平成15年4月制定)
- 3) 内部者取引管理規程(平成元年4月制定)
- 4) 適時開示運用基準(平成17年2月制定)

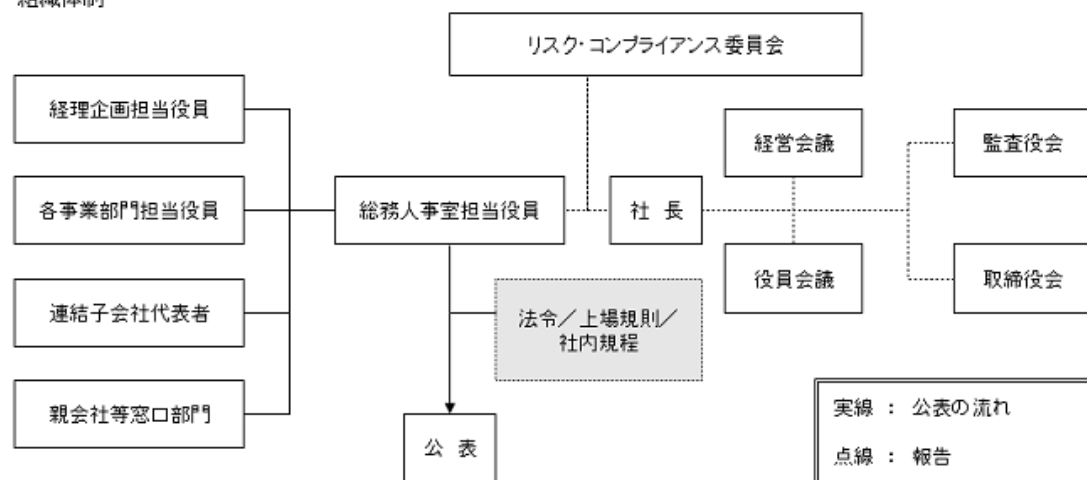
なお、適時開示体制(模式図)は別添(2)のとおりである。

別添(1)住友精化内部統制システム模式図



別添(2)適時開示体制(模式図)

組織体制



以上

